

# 安全衛生管理規程

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この規程は、労働基準法、労働安全衛生法等関係法令及び株式会社トゥエンティフォーセブン(以下「会社」という。)における安全衛生活動の充実を図り、労働災害を未然に防止するために必要な基本的事項を明確にし、従業員の安全と健康を確保するとともに快適な職場環境の形成を促進することを目的とする。

### (適用の範囲)

第2条 この規程は、就業規則第2条に定める従業員に適用する。

### (会社の責務)

第3条 会社は、安全衛生管理体制を確立し、安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善、健康診断の実施及び労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、精神的健康の保持増進対策等、労働災害を防止し、快適な職場環境の形成を促進するために、必要な措置を積極的に推進する。

### (従業員の責務)

第4条 従業員は、会社が法令及び本規程に基づき講ずる措置に積極的に協力し、労働災害防止及び健康保持増進を図るため努めなければならない。

## 第2章 安全衛生管理体制

### (法定管理者等の選任)

第5条 会社は、衛生管理を遂行するため、法に基づき管理者等を次のとおり置く。

- |                    |                 |
|--------------------|-----------------|
| (1) 1000人以上の事業場    | 統括安全衛生管理者       |
| (2) 50人以上の事業場      | 衛生管理者、産業医、衛生委員会 |
| (3) 10人以上50人未満の事業場 | 衛生推進者           |

### (安全衛生管理体制)

第6条 会社は、前条の要件を満たした場合は統括安全衛生管理者を選任し、第5条により選任する衛生管理者等を指揮させるとともに、次の業務を統括管理させる。

- ① 安全衛生に関する方針の表明に関すること。

- ② 労働者の危険又は健康障害を防止するための措置に関する事。
- ③ 労働者の安全又は衛生のための教育に関する事。
- ④ 健康診断の実施その他健康の保持増進のための措置に関する事。
- ⑤ 労働災害の原因及び再発防止対策に関する事。
- ⑥ 快適な職場環境の形成に関する事。
- ⑦ 安全衛生計画の作成、実施、評価及び改善に関する事。
- ⑧ その他労働災害防止に必要と認められる重要な事項に関する事。

(安全管理者)

第7条 (削除)

(衛生管理者)

第8条 会社は、法令の定めるところにより、衛生管理者を選任する。

- 2 衛生管理者は、法令の定めるところにより、第6条の義務のうち労働衛生に係る技術的事項を管理する。
- 3 衛生管理者は、少なくとも毎週1回は職場を巡視し、設備、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときには、直ちに、従業員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。
- 4 会社は、衛生管理者が職務を遂行することができないときには、法令の定めるところにより代理者を選任し、これを代行させるものとする。

(衛生推進者)

第9条 会社は、法令の定めるところにより、衛生推進者を選任する。

- 2 衛生推進者は、法令の定めるところにより、第6条の義務のうち労働衛生に係る技術的事項を担当する。

(産業医)

第10条 会社は、法令の定めるところにより産業医を選任する。

- 2 産業医は、次の事項の医学的分野を中心に管理する。
  - ① 健康診断の実施及び労働時間等の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、その結果に基づく従業員の健康を保持するための措置に関する事。
  - ② 作業環境の維持管理及び快適な職場環境の形成に関する事。
  - ③ 作業の管理に関する事。
  - ④ 前3号に掲げるもののほか従業員の健康管理に関する事。

- ⑤ 健康教育、健康相談その他従業員の健康の保持増進を図るための措置に関する事。
  - ⑥ 衛生教育に関する事。
  - ⑦ 労働者の健康障害の原因の調査及び再発防止のための措置に関する事。
- 3 産業医は、少なくとも毎月1回（法令基準を満たす場合は2月に1回）職場を巡視し、作業方法又は衛生状態に有害のおそれがあるときは、直ちに従業員の健康障害を防止するため必要な措置を講じなければならない。

（安全衛生委員会）

第11条 会社は、衛生委員会を設ける。

- 2 衛生委員会規程は、別に定める。

（各部署の責任者）

第12条 各部（課）の責任者は、会社の決定に基づき所轄部署の安全衛生管理方針を決定するとともに、職場管理者を指揮して、労働災害防止、快適な職場形成に向けた統括管理を行う。

（職場管理者）

第13条 各職場の管理者は、労働災害を防止し、快適な職場を形成するため次の事項を管理しなければならない

- ① 労働災害の防止及び健康障害の防止のため、作業方法を決定し、これに基づき部下の社員を指導すること。
- ② 所管する設備・機械の安全を確保すること。
- ③ 職場内の整理・整頓に努め、快適な職場環境を形成すること。

（作業主任者）

第14条 会社は、法令の定める資格を有する者の内から作業主任者を選任する。

- 2 作業主任者は、当該作業に従事する労働者の指揮その他法令で定める事項を行わなければならない。

### 第3章 就業に当たつての措置

（安全衛生教育）

第15条 会社は、安全衛生に関する知識及び技能を習得させることによって労働災害防止に役立たせるため、次の教育を行うものとする。

- ① 雇入れ教育、作業内容変更時教育。
- ② 監督者安全衛生教育。
- ③ そのほか安全衛生の水準の向上を図るため、危険又は有害な業務に現に就いている者に対する安全衛生教育。

2 従業員は、会社の行う安全衛生教育に積極的に参加しなければならない。

(中高年齢者等)

第16条 会社は、中高年齢者その他労働災害防止上その就業に当たって特に配慮を必要とする者については、これらの者の心身の状態に応じて適正な配置を行うように努める。

#### 第4章 職場環境の整備

(作業環境測定)

第17条 会社は、法令の定めるところにより、必要な作業環境測定を実施し、その結果を記録することとする。

(作業環境測定の評価等)

第18条 会社は、前条の作業環境測定の結果の評価に基づいて、従業員の健康を保持するため必要があると認められるときは、法令の定めるところにより、施設又は設備の設置、健康診断の実施及びその他の適切な措置を講ずることとする。

(環境の整備)

第19条 会社は、社内における安全衛生の水準の向上を図るため、次の措置を継続的かつ計画的に講じ、快適な職場環境の形成に努める。

- ① 作業環境を快適な状態に維持管理するための措置。
- ② 作業方法の改善。
- ③ 休憩施設の設置又は整備。
- ④ その他快適な作業環境を形成するために必要な措置。

(保護具、救急用具)

第20条 会社は、保護具及び救急用具の適正使用・維持管理について、従業員に対し指導、教育を行うとともに、その整備に努めることとする。

(機械・設備の点検整備)

第21条 会社は、機械・設備等について、法令及び社内点検基準に定めるところにより点検整備を実施し、その結果を記録保存することとする。

(整理整頓)

第22条 会社は、常に職場の整理整頓について適正管理し、常に職場を安全で快適かつ機能的な状態に保持することとする。

## 第5章 健康の保持増進措置等

### (健康診断)

第23条 会社は、従業員に対し法令の定めるところにより、医師による健康診断を行う。

- 2 会社は、有害業務に従事する従業員及び有害業務に従事させたことのある従業員に対し、医師による特別の項目について健康診断を行う。
- 3 会社は、健康診断の結果及び月の時間外労働が100時間を超える場合の状況その他を考慮して面接指導の対象となる労働者の面接指導の実施、その結果に基づく従業員の健康を保持するための措置について、医師の意見を聴く。会社は、医師等から有所見者の就業上の措置に関し、意見具申を行う上で必要となる業務に関する情報を求められたときは、これを提供する
- 4 会社は、医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、当該従業員の健康状態等を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮等の措置を講ずるほか、作業環境測定の実施、施設又は設備の設置、その整備及びその他の適切な措置を講ずる。
- 5 会社は、健康診断を受けた従業員に対し、法令に定めるところにより、当該健康診断の結果を通知する。
- 6 会社は、健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要があると認める従業員に対し、医師、保健師による保健指導を行うよう努める。
- 7 従業員は、会社が行う健康診断を受けなければならない。  
ただし、会社の指定した医師又は歯科医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合、他の医師又は歯科医師による健康診断結果証明書を会社に提出したときはこの限りでない。

### (病者の就業禁止)

第24条 会社は、伝染性の疾患その他の疾病で、法令の定めるものにかかった従業員に対し、その就業を禁止する。

- 2 会社から就業の禁止を指示された従業員は就業してはならない。

### (健康教育等)

第25条 会社は、従業員に対する健康教育及び健康相談その他従業員の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講ずるよう努める。

- 2 従業員は、前項の会社が講ずる措置を利用してその健康の保持増進に努めること。

### (長時間労働者の産業医への情報提供)

第26条 会社は、毎月1回以上、一定の期日を定めて、休憩時間を除き1週間当たり40時間を超えて労働させた場合におけるその超えた時間の算定を行ったときは、その超えた時間が1月当たり100時間を超えた従業員の氏名及び当該従業員に係る超えた時間に関する情報を産業医に提供する。

(附則) 1 本規程の変更は、取締役会の決議によるものとする。

2 この規程は、平成29年6月1日より施行する。

平成31年4月22日 改定・実施